

令和5年9月吉日

お客様 各位

熊本信用金庫

振込規定一部改定について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、下記のとおり振込規定を一部改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

振込規定

2. 改定日について

令和5年10月2日（月）

3. 改定内容

別紙新旧対照表記載

以上



振込規定 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1. ～9. 略</p> <p>10. (手数料)</p> <p>(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、店頭に掲示する組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>また、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。</u></p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合も、組戻手数料は返却<u>しません。</u></p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p> <p>以下略</p>	<p>1. ～9. 略</p> <p>10. (手数料)</p> <p>(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、店頭に掲示する組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却します。</u></p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合も、組戻手数料は返却<u>します。</u></p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p> <p>以下略</p>	